

2020. 8. 5

### ビザの有効期限及び無査証滞在期間の更なる延長について（新型コロナウイルス関連）

- 8月3日、ウズベキスタン国家観光発展委員会はウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会決定を基に、ウズベキスタンに滞在する外国人のビザの有効期限が11月1日まで延長されることを発表しました。
- 本発表を受けて、当館より当地外務省領事局に確認いたしましたところ、ビザを取得せずに滞在する権利を有する外国人旅行者の滞在可能期間も11月1日まで自動延長されるとのことです。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 ウズベキスタン国家観光発展委員会による発表内容は以下のとおりです。

- (1) 現在、ウズベキスタンに滞在している外国人の査証の有効期限は、**本年11月1日まで自動的に延長**されました。これらの者に対してはいかなる措置もとられず、罰金も課されません。
- (2) 本件は、2020年7月30日付ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会決定に基づくものです。
- (3) その他不明な点がある場合は、外務省対策本部のホットライン（+998-71-233-2828、+998-97-136-5151、コールセンター-1164、telegram:+998-97-136-5151）、または観光国家委員会のコールセンター（+998-71-200-0088）までお問合せください。

2 本発表を受けて、当館より当地外務省領事局に確認いたしましたところ、ビザを取得せずに滞在する権利を有する外国人旅行者の滞在可能期間も11月1日まで自動延長されるとのことです。

3 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060、（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311、（内線）2902、2903